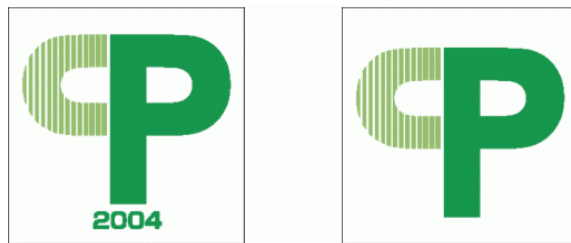


官民合同会議による「防犯性能の高い建物部品」の共通標章について

1. 共通標章の制定

本年4月、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、平成15年度中における試験の結果に基づき、「防犯性能の高い建物部品目録」（以下「目録」という。）を公表したところであるが、目録掲載の建物部品の普及を促進するため、共通して使用することができる標章を定めたものである。

2. 共通標章の様式



「防犯」Crime Prevention の頭文字 C P を図案化したもの

貼付、刻印その他の方法により製品に直接表示する場合に限り、「2004」の文字を表示しないものを用いることができる。

3. 共通標章の使用

- (1) 建物部品のパンフレットその他の広報資料等において、共通標章を使用し、防犯性能の高い建物部品の普及を促進する。
- (2) 共通標章は、当該製品が防犯性能の高い建物部品であることを示すために、目録掲載の建物部品に限り、当該製品の製造・輸入業者において、製品に貼付したり、カタログ等に表示することができる。

共通標章は、官民合同会議で定めた試験に合格したことを示すものであるが、あらゆる状況において5分以上侵入を防ぐ性能を保証するものではない。

各製造・輸入業者により、準備が整った段階で、順次、製品への共通標章の貼付、カタログ等での表示が行われることとなる。